

保育所・認定こども園 0～2歳児 保育料 利用者負担額表

(単位：円)

階層 区分	定義		利用者負担額	
			標準時間	短時間
第 1	生活保護世帯等		0	0
第 2	市町村民税非課税世帯		0	0
第 3	市町村民税 所得割課税額	30, 000 円未満の ひとり親世帯等	3, 300	3, 250
		30, 000 円未満の 上記以外の世帯	7, 300	7, 200
第 4		48, 600 円未満の ひとり親世帯等	4, 600	4, 550
		30, 000 円以上 48, 600 円未満	10, 000	9, 800
第 5		48, 600 円以上 72, 800 円未満	12, 600	12, 400
第 6		72, 800 円以上 97, 000 円未満	15, 300	15, 000
第 7		97, 000 円以上 133, 000 円未満	21, 700	21, 300
第 8		133, 000 円以上 169, 000 円未満	24, 700	24, 300
第 9		169, 000 円以上 235, 000 円未満	38, 000	37, 300
第 10		235, 000 円以上 301, 000 円未満	43, 000	42, 200
第 11		301, 000 円以上 349, 000 円未満	49, 000	48, 100
第 12		349, 000 円以上	52, 000	51, 100

- 利用者負担額を算定する税額は、税額控除（調整控除を除く配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄付金控除等）を適用しませんので、実際の税額と異なる場合があります。
- ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯または障害者手帳等の交付を受けている同居家族がいる世帯です。
- 養育する子どものうち第3子以降の第9～12階層はこの表の額から1/4軽減した額を適用します。
- 同一世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育所、認定こども園等に入所している場合は、そのうちの最年長の児童は全額、2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料とします。
- 前項にかかわらず、市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯の第2子は半額、第3子以降は無料とし、第5階層のひとり親世帯等及び第6階層の77,101円未満のひとり親世帯等の第1子は4,600円、77,101円未満のひとり親世帯等の第2子以降は無料とします。
- 満3歳に到達した日の属する年度中の利用負担額は、3歳未満の額を適用します。
- 月の途中の入退所の場合、当該月の保育日数により日割り計算とし、10円未満は切り捨てます。